

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

- 問1 正解 ① 779,300（円） ② 1,061,374（円） ③ 700（円）
④ 1,062,074（円）

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

$$779,300\text{円} \times \frac{132\text{月} + 364\text{月} - 16\text{月}}{480\text{月}} = \text{① } 779,300\text{円}$$

2. 老齢厚生年金の年金額

- (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

$$(263,340\text{円} + 798,033.6\text{円}) \div \text{② } 1,061,374\text{円}$$

$$\text{a } 280,000\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 132\text{月} = 263,340\text{円}$$

$$\text{b } 400,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 364\text{月} = 798,033.6\text{円}$$

- (2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

$$1,625\text{円} \times 480\text{月} - 779,300\text{円} \times \frac{132\text{月} + 364\text{月} - 16\text{月}}{480\text{月}} = \text{③ } 700\text{円}$$

- (3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）

$$1,061,374\text{円} + 700\text{円} = 1,062,074\text{円}$$

- (4) 加給年金額

Aさんの場合、加給年金額（389,800円）は加算されない。

- (5) 老齢厚生年金の年金額

$$\text{④ } 1,062,074\text{円}$$

<解説>

- ① 20歳以上60歳未満の厚生年金被保険者期間の月数は、国民年金の第2号被保険者として保険料納付済月数に数える。18歳から20歳未満の期間（16月）は含まれない。
② 老齢厚生年金の報酬比例部分の額は、2003年3月以前の期間分と2003年4月以後の期間分をそれぞれ計算して合計する。
③ 経過的加算額は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当する金額と、20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に対応する老齢基礎年金との差額である。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当する金額：

$$1,625\text{円} \times 480\text{月} = 780,000\text{円}$$

※定額部分の被保険者期間の上限は480月となる。

20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に対応する老齢基礎年金：

$$779,300\text{円} \times \frac{132\text{月} + 364\text{月} - 16\text{月}}{480\text{月}} = 779,300\text{円}$$

- ④ 老齢厚生年金の年金額は、基本年金額（報酬比例部分の額と経過的加算額）と加給年金額を合計する。

※加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間が20年（240月）以上ある者が65歳（または定額部分支給開始年齢）になったとき、生計を維持している65歳未満の配偶者または子がいるときに加算される。

問2 正解

	①	②	③
記号	ニ	ヘ	ロ

- I 「Aさんのような確定給付企業年金の加入者で60歳未満の厚生年金保険の被保険者や妻Bさんのような国民年金の第3号被保険者は、個人型年金に加入することができます。ただし、拠出することができる掛金の限度額は加入者の区分に応じて異なります。拠出できる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額（① 144,000）円、妻Bさんの場合は年額（② 276,000）円です。加入者が拠出する掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります」
- II 「Aさんが60歳到達時に老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（③ 10）年以上必要となります。なお、個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります」

<解説>

【確定拠出年金の拠出限度額】

	加入対象者	拠出限度額
		年 額
企業型年金	他に企業年金を実施する企業の加入者	330,000円
	企業年金を実施していない企業の加入者	660,000円
個人型年金	国民年金第1号被保険者	816,000円 (国民年金基金の掛金との合計額)
	他の企業年金も確定拠出年金（企業型）も実施しない企業の加入者	276,000円
	確定拠出年金（企業型）のみを実施する企業の加入者	240,000円
	確定給付型年金と確定拠出年金（企業型）の両方を実施する企業の加入者	144,000円
	確定給付型年金のみを実施する企業の加入者	144,000円
	公務員	144,000円
	国民年金第3号被保険者	276,000円

【確定拠出年金（老齢給付金）の受給可能年齢】

通算加入者等期間	受給可能となる年齢
10年以上	60歳
8年以上 10年未満	61歳
6年以上 8年未満	62歳
4年以上 6年未満	63歳
2年以上 4年未満	64歳
1月以上 2年未満	65歳

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① ○ 70歳未満の厚生年金被保険者は厚生年金保険料を徴収されるため、65歳まで被保険者である場合の老齢厚生年金は、65歳到達時の被保険者記録を基に計算される。
- ② ○ 1961年4月2日以後に生まれた男性、1966年4月2日以後に生まれた女性に特別支給の老齢厚生年金の支給はない。
- ③ × 小規模企業共済等掛金控除は、本人のみの所得控除である。生計を一にする配偶者の掛金であっても、社会保険料控除のように所得控除とすることはできない。

【第2問】

- 問4 正解 ① X社：12.08（%） Y社：9.69（%）
② X社：11.03（倍） Y社：9.68（倍）

<解説>

$$① \text{ ROE（自己資本利益率）} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本（純資産）}} \times 100$$

$$\text{X社のROE} : \frac{290,000 \text{ 百万円}}{2,400,000 \text{ 百万円}} \times 100 \div 12.08\%$$

$$\text{Y社のROE} : \frac{46,500 \text{ 百万円}}{480,000 \text{ 百万円}} \times 100 \div 9.69\%$$

$$② \text{ PER（株価収益率）} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

$$\text{X社のPER} : \frac{4,000 \text{ 円}}{290,000 \text{ 百万円} / 8 \text{ 億株}} = \frac{4,000 \text{ 円}}{362.5 \text{ 円}} \div 11.03 \text{ 倍}$$

$$\text{Y社のPER} : \frac{1,500 \text{ 円}}{46,500 \text{ 百万円} / 3 \text{ 億株}} = \frac{1,500 \text{ 円}}{155 \text{ 円}} \div 9.68 \text{ 倍}$$

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① × P E R（株価収益率）が低い銘柄ほど、株価は割安と考えられる。
 ② ○ R O E（自己資本利益率）は、利益率の高い会社ほど数値が大きくなる。
 ③ × 配当性向が高い会社ほど、株主に対する利益還元の度合いは高いと考えられる。
 配当性向は、X社の方がY社よりも高い。

$$X社：\frac{120,000\text{百万円}}{290,000\text{百万円}} \times 100 \div 41\% \quad Y社：\frac{15,000\text{百万円}}{46,500\text{百万円}} \times 100 \div 32\%$$

問6 正解

	①	②	③
記号	ホ	ト	ロ

- I 「Aさんが特定口座（源泉徴収あり）において、X社株式を購入し、その配当金を特定口座に受け入れた場合、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で、配当金額の（① 20.315）%相当額が源泉徴収等されます。AさんがX社株式の次の配当金を受け取るためには、権利付き最終日である6月（② 25日（火））までにX社株式を購入する必要があります」
- II 「Aさんが特定口座（源泉徴収あり）において、仮にX社株式を株価4,000円で100株購入し、同年中に株価4,400円で全株売却した場合、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で、譲渡益に対して（① 20.315）%相当額が源泉徴収等されます。他方、譲渡損失が生じ、同年中にX社株式の配当金を特定口座に受け入れた場合、譲渡損失の金額と配当金額は特定口座内で損益通算されます。なお、控除しきれない上場株式等の譲渡損失の金額については、確定申告をすることにより、翌年以降（③ 3）年間の繰越控除が可能です」

<解説>

- ① 上場株式の配当金は、配当所得として所得税15%、復興特別所得税0.315%（＝15%×2.1%）、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収される。また、上場株式を特定口座（源泉徴収あり）で売却した譲渡益は、上場株式等の譲渡所得として、所得税15%、復興特別所得税0.315%（＝15%×2.1%）、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収される。
- ② 上場株式の配当金や議決権を得るための権利付き最終日は、決算日から4営業日前となる。土日祝日は、証券取引所の営業日ではないため、6月28日（金）から4営業日前の6月25日（火）となる。なお、2019年7月16日取引分より、4営業日前から3営業日前に変更される。
- ③ 特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた配当金と譲渡損失は特定口座内で損益通算されるが、控除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以降3年間の繰越控除が認められる。

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
記号	ニ	イ	ハ

「損益通算の対象となる不動産所得、(① 事業)所得、譲渡所得、(② 山林)所得の4つの所得金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、一定の順序に従ってこれを他の各種所得の金額から控除します。損益通算は、第一次通算、第二次通算、第三次通算の順に行われます。第一次通算では、不動産所得または(① 事業)所得の金額の計算上生じた損失の金額を、給与所得などの経常所得の金額から控除します。また、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、(③ 一時)所得の金額から控除します。第一次通算によってもなお控除しきれない損失の金額がある場合は、第二次通算および第三次通算を行うことになります」

<解説>

- ① 損益通算の対象となるのは、不動産所得、事業所得、譲渡所得、山林所得の4つの所得の一定の損失に限られる。
- ② 第一次通算において、損益通算の対象となる不動産所得、事業所得の損失は、給与所得等の経常所得があれば通算する。第一次通算によって控除しきれない損失がある場合は、第二次通算、第三次通算により、その他の所得と通算する。
- ③ 第一次通算において、損益通算の対象となる譲渡所得の損失は、一時所得があれば通算する。第一次通算によって控除しきれない損失がある場合は、第二次通算、第三次通算により、その他の所得と通算する。

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① ○ 本人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、38万円の配偶者控除を適用することができる。
 Aさんの合計所得：172万円（《問9》より）
 Bさんの合計所得金額：35万円
 給与所得：100万円－65万円（給与所得控除額）＝35万円
 雑所得：30万円－70万円＜0円
- ② × 扶養控除は、合計所得金額が38万円以下の配偶者以外の親族が、12月31日において16歳以上の場合に適用することができる。一般の扶養控除は1人につき38万円だが、70歳以上の同居老親は58万円となる。なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族は63万円となる。
- ③ × 損益通算しても控除しきれない純損失がある場合、青色申告により翌年以降3年間繰越控除することができる。Aさんの場合、損益通算した総所得金額が172万円（《問9》より）のため、純損失は生じていない。また、純損失があっても白色申告のため、純損失の繰越控除は適用できない。

問9 正解 ① 80（万円） ② 172（万円）

<解説>

- ① 雑所得：40万円（公的年金等の雑所得）＋40万円（その他の雑所得）＝80万円
 ※雑所得の金額は、総合課税として総所得金額に算入される。
 公的年金等の雑所得：（80万円＋30万円）－70万円（公的年金等控除額）＝40万円
 ※確定拠出年金の老齢給付の年金は、公的年金等に含まれる。
 その他の雑所得：100万円－60万円＝40万円
 ※個人年金保険は、その他の雑所得として実費で計算する。
- ② 総所得：▲100万円＋192万円＋80万円＝172万円
 損益計算できる不動産所得：▲120万円＋20万円＝▲100万円
 ※不動産所得の経費に含まれる土地等の取得に係る負債の利子は、損益通算の対象とならない。
 ※給与所得の金額は、総合課税として総所得金額に算入される。

【第4問】

問10 正解 ① 20 (㎡) ② 100 (%) ③ 360 (%) ④ 1,656 (㎡)

〈計算の手順〉

1. 建蔽率の上限となる建築面積

$$(480\text{㎡} - (\text{① } 20) \text{ ㎡}) \times (\text{② } 100) \% = 460\text{㎡}$$

2. 容積率の上限となる延べ面積

・指定容積率：400%

・前面道路幅員による容積率の制限：(③ 360) %

したがって、上限となる容積率は、360%

$$(480\text{㎡} - (\text{① } 20) \text{ ㎡}) \times 360\% = (\text{④ } 1,656) \text{ ㎡}$$

＜解説＞

① 二項道路に接している土地に建物を建てる場合、道路中心線から2 m（反対側ががけ地や川等のときは道路の端から4 m）セットバックしなければならない。セットバック部分は、建蔽率や容積率の計算において敷地面積に含めない。

甲土地のセットバック：1 m×20m=20㎡

② 指定建蔽率が80%とされる地域において、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率による制限は適用されない。建蔽率は100%になる。

③ 甲土地の接する道路は6 m市道と2 m市道の2本がある。容積率を算出する際の前面道路は広い方（6 m）を用いる。12m未満の道路に接する土地は、前面道路幅員により容積率が制限される場合がある。

前面道路幅員による容積率の制限：6 m×6/10=360%

指定容積率（400%）と前面道路幅員による容積率の制限（360%）の小さい方が容積率の上限となる。

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

＜解説＞

① ○ 建設協力金方式とは、土地所有者が事業会社から建設資金を借り受け、事業会社の希望する店舗を建設して、その建物を事業会社に賃貸する方式である。

② ○ 建設協力金方式は、土地所有者名義の土地に土地所有者名義の建物を建設して賃貸するため、相続税の課税価格の計算では貸家建付地として評価される。

③ × 建設協力金方式の建物は土地所有者名義のため、借主である事業会社が撤去する手法は一般的でない。

問12 正解

	①	②	③
記号	ホ	ハ	ヘ

- I 「事業用定期借地権等は、事業用に限定して土地を定期で貸し出す方式です。事業用定期借地権等において、居住の用に供する賃貸マンションの事業運営を目的とする設定契約を締結すること（① はできません）」
- II 「事業用定期借地権等は、存続期間が10年以上（② 30）年未満の事業用借地権と（② 30）年以上50年未満の事業用定期借地権に区別されます。事業用定期借地権等の設定契約は、公正証書（③ により作成しなければなりません）」

<解説>

- ① 事業用定期借地権等は、利用目的が事業用に限定されるため、自宅、賃貸マンション、社宅等の居住用建物を建設することはできない。
- ② 事業用定期借地権等は、更新のない10年以上30年未満の短期タイプと、更新なしの特約が認められる30年以上50年未満の長期タイプがある。
- ③ 事業用定期借地権等の契約は、必ず公正証書によって行わなければならない。

【第5問】

問13 正解 ① 4,800(万円) ② 560(万円) ③ 2,700(万円)

(a) 相続税の課税価格の合計額	2億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800)万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	15,200万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	1,580万円
長男Cさん	560万円
長女Dさん	(② 560)万円
(c) 相続税の総額	(③ 2,700)万円

<解説>

① 遺産に係る基礎控除額：3,000万円+600万円×3人=4,800万円

※法定相続人の数は、妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人。

② 相続税の総額の基となる税額

※課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

$$\text{妻Bさん} : 15,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 7,600\text{万円}$$

$$7,600\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,580\text{万円}$$

$$\text{長男Cさん} : 15,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 3,800\text{万円}$$

$$3,800\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 560\text{万円}$$

$$\text{長女Dさん} : 15,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 3,800\text{万円}$$

$$3,800\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 560\text{万円}$$

③ 相続税の総額：1,580万円+560万円+560万円=2,700万円

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

① × 配偶者と子が相続人になるとき、遺留分は遺留分算定の基礎となる財産の1/2（1億2,000万円）である。遺留分権利者が複数の場合は、これに法定相続分をかける。長女Dの遺留分は、1億2,000万円×1/2×1/2=3,000万円となる。

② ○ 推定相続人、その配偶者、その直系血族等は、公正証書遺言の証人になれない。

③ × 原則として、相続の開始前3年以内に貸付事業を開始した宅地（3年以内貸付宅地）は、小規模宅地等の特例の対象から除外される。ただし、2018年3月31日までに貸付事業の用に供された宅地は3年以内貸付宅地に該当しない経過措置が設けられている。

問15 正解

	①	②	③	④
記号	イ	ホ	ヌ	ト

- I 「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地（相続税評価額7,500万円）のすべてについて、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき価額を（① 1,500万円）とすることができます。また、『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と（② 1億6,000万円）とのいずれか多い金額までであれば、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- II 「相続人間で争いが起こり、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができません。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後（③ 3年）以内の分割見込書』を提出し、申告期限後（③ 3年）以内に遺産分割協議が成立すれば、これらの特例の適用を受けることが可能となり、分割後（④ 4ヵ月）以内に更正の請求を行うことができます」

<解説>

- ① 被相続人の自宅を配偶者が相続すると、無条件で「特定居住用宅地等」に該当する。特定居住用宅地等は、小規模宅地等の特例により330㎡までの評価額が80%減額される。
 $7,500万円 - 7,500万円 \times 80\% = 1,500万円$
- ② 『配偶者に対する相続税額の軽減』を適用すると、「配偶者の法定相続分相当額」または「1億6,000万円」のいずれか多い金額まで、配偶者の納付税額はゼロになる。
- ③ 原則として『配偶者の税額軽減』や『小規模宅地等の課税価格の特例』は、相続税の申告期限までに分割されていないと適用できない。ただし、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出して、申告期限後から3年以内に分割されたときは適用することができる。
- ④ 申告期限後3年以内に遺産分割協議が成立した場合、分割が行われた日の翌日から4ヵ月以内に「更正の請求」を行う。